

様式（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6関係）

定期報告書

西暦 年 月 日

大阪府知事 殿

経営体ID							
農場ID							
農場名							
農場名 ※訂正欄							
住所	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降				
住所 ※訂正欄	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降				
電子メール							
電子メール ※訂正欄							
(電話番号)	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降	※ハイフンなし 左詰めで記入			
(電話番号) ※訂正欄	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降	※ハイフンなし 左詰めで記入			
(FAX)	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降	※ハイフンなし 左詰めで記入			
(FAX) ※訂正欄	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降	※ハイフンなし 左詰めで記入			

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

フリガナ							
家畜の所有者の氏名							
フリガナ ※訂正欄							
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄							
家畜の所有者の住所	郵便番号	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降			
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降			

家畜の所有者の連絡先	電子メール							
	電子メール ※訂正欄							
	携帯電話番号	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	携帯電話番号 ※訂正欄	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(電話番号)	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(電話番号) ※訂正欄	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(FAX)	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
(FAX) ※訂正欄	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入						
飼養衛生管理者	<input type="checkbox"/> 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要							
フリガナ								
飼養衛生管理者の氏名								
フリガナ ※訂正欄								
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄								
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	- - - - - - -						
	都道府県	市区町村郡			市区町村郡以降			
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号	- - - - - - -						
	都道府県	市区町村郡			市区町村郡以降			
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール							
	電子メール ※訂正欄							
	携帯電話番号	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	携帯電話番号 ※訂正欄	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(電話番号)	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(電話番号) ※訂正欄	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(FAX)	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入					
(FAX) ※訂正欄	- - - - - - -	※ハイフンなし左詰めで記入						
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号	- - - - - - -						
	都道府県	市区町村郡			市区町村郡以降			
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号	- - - - - - -						
	都道府県	市区町村郡			市区町村郡以降			

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雫種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛 (雄)	成牛 (雌)	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	
		雄豚	雌豚	育成豚		
		頭	頭	頭	頭	
	鶏	採卵鶏		肉用鶏	愛玩鶏	
		成鶏	育成鶏			
		羽	羽	羽	羽	
	馬その他	馬	水牛	鹿	めん羊	
		頭	頭	頭	頭	
		いのしし	うずら	あひる	きじ	
		頭	羽	羽	羽	
		だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥	その他 ()	
		羽	羽	頭(羽)	頭(羽)	
畜舎等の数		畜舎	ふ卵舎			
		舎	舎			

注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。

2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。

3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要しない。

4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1-2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。

5 報告の期日等について

(1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。

(2) 報告書の提出期限は、
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・エミュー・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日

6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。

7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。

(2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

(3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

(4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

(5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。

(6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。

(7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。

8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。

9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することができます。

10 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。

※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
(4) エミュー・だちようの場合 10羽未満

1-2. その他の飼養衛生管理者

フリガナ											
飼養衛生管理者の氏名											
フリガナ ※訂正欄											
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄											
飼養衛生管理者の住所	郵便番号				-	-	-	-	-	-	
	都道府県	市区町村郡				市区町村郡以降					
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号			-	-	-	-	-	-	-	
	都道府県	市区町村郡				市区町村郡以降					
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール										
	電子メール ※訂正欄										
	携帯電話番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ハイフンなし左詰めで記入
	携帯電話番号 ※訂正欄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号) ※訂正欄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX) ※訂正欄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ハイフンなし左詰めで記入
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	都道府県	市区町村郡				市区町村郡以降					
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	都道府県	市区町村郡				市区町村郡以降					
フリガナ											
飼養衛生管理者の氏名											
フリガナ ※訂正欄											
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄											
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	都道府県	市区町村郡				市区町村郡以降					
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	都道府県	市区町村郡				市区町村郡以降					

飼養衛生管理者の連絡先	電子メール							
	電子メール ※訂正欄							
	携帯電話番号	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
	携帯電話番号 ※訂正欄	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
	(電話番号)	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
	(電話番号) ※訂正欄	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
	(FAX)	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
	(FAX) ※訂正欄	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
	都道府県	----- ----- -----			----- -----		----- -----	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
	都道府県	----- ----- -----			----- -----		----- -----	

【提出先メールアドレス】

大阪府家畜保健衛生所
kachikuhoken@sbox.pref.osaka.lg.jp



2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

(4) 馬の場合

※記載方法

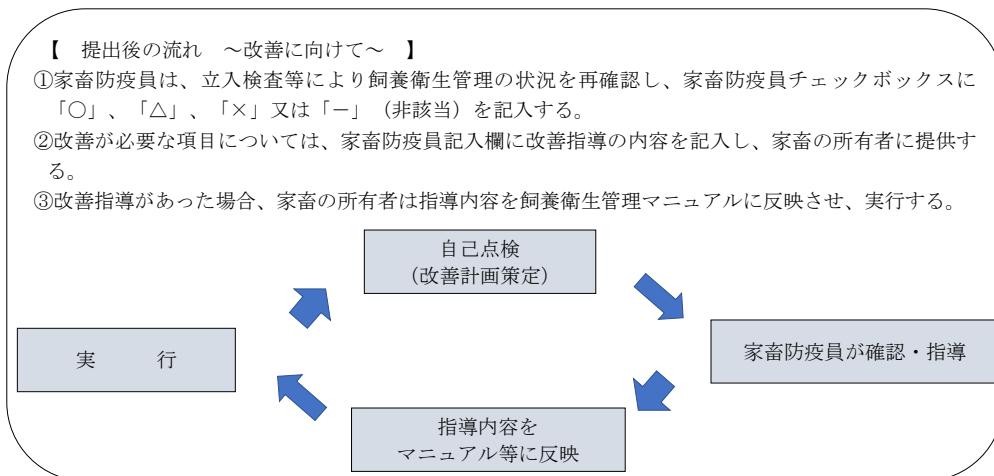
- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から22までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
- ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

【評価基準の目安】

できている：項目の内容が遵守できている場合

一部できている：できている項目とできていない項目が両方ある場合

できていない：項目の内容が不遵守の場合



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全22項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のI～IVに体系化しながら、分類している。

- I 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～7】
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目8～12】
- III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目13～18】
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目19～22】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	厩舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	8、9、10	19			13、14
物品	車両、重機	11	20			15
	器具、機材	12	21	15	15	15
	飼料、敷料	17				17
野生動物	ねずみ、たぬき			18	16、17	16、17
	野鳥				16、17	16、17
	はえ、ダニ				16	16
飼養環境	土壤、粉塵			18	18	18
馬	死体、排せつ物		7		16	16
	馬	7	7、22			7、22

回答記入例

できている 一部できている できていない

農場名 :

馬_2

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

畜防員
チェック
ボックス

I 家畜防疫に関する基本的事項			
1 馬の所有者の責務			
①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・化製場等に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の他の馬の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させていく。 □ 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認するとともに、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。 (情報の把握方法例) ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4) 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の最新の防疫体制を確認できる平面図 (5) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (6) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (7) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付			
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③馬の伝染性疾病的発生の予防及び蔓延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			

4 記録の作成及び保管

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多數の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかな場合を除く。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できっていない
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。			
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
⑤・導入、出荷又は移動を行った馬の種類、頭数、健康状態 ・導入元、出荷先、移動先の農場等の名称 ・導入、出荷、移動の年月日	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
⑥飼養する馬の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できっていない
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できっていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

5 獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する馬の健康管理について指導を受けている。 ※診療施設に家畜保健衛生所を含む	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できっていない
--	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

担当の獣医師の氏名	
担当の診療施設の名称	

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

6 衛生管理区域の設定

①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 (衛生管理区域境界の明確化方法例) ・消石灰帯・柵・ロープ・三角コーン・垣根（プランター）	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できっていない
②衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※厩舎の他に、飼料給与、清掃、馬の出荷及び死亡馬の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できっていない
③出入口の数を必要最小限とし、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できっていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

7 飼養する馬の健康観察

馬_4

①毎日、飼養する馬の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等を行い、健康な馬を導入している。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
③導入した馬が伝染病を疑う異状を示さないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにしている。 （隔離方法の例） ・隔離厩舎・隔離畜房	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
④馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

8 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

●必要なない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（競馬場、乗馬施設等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。

<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

措置の内容

門 ロープ 立入禁止看板の設置
 その他：（ ）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

9 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

●当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（※）又は過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者等は除く。

<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

10 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせている。
※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。

<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

消毒設備

設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用
 その他：（ ）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

19 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等（IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）

●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせている。
※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。

<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

消毒設備

項目10と同じ 設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用
 その他：（ ）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

11 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。
※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください
消毒設備

ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器
 消石灰帯（幅： m）
 その他：（）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

20 衛生管理区域から退出する車両の消毒（IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）

●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。
※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください
消毒設備

項目11と同じ ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器
 消石灰帯（幅： m）
 その他：（）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

12 他の馬の飼養施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

●他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品及び過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。
※他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。
※過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。

<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

13 厥舎に立ち入る者の手指消毒等

●厩舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。

（消毒設備の例）
・設置されたスプレー 厥舎専用の手袋の着用
（「該当しない」場合の例）
畜舎と飼養衛生管理区域が同じ場合

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

14 厥舎の入口における靴の交換又は消毒

①厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。
(着用又は消毒設備の例)

靴： 専用靴、ブーツカバー、（消毒の場合）踏込消毒槽

<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

②靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。

<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

21 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

●衛生管理区域から、馬の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じているとともに、馬の死体又は排せつ物を持ち出すにあっては、漏出が生じないようにすること。

該当しない できている 一部できている できていない

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

漏出防止方法（死体）

屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート

その他：（ ）

漏出防止方法（排せつ物）

蓋付き容器 ブルーシート

その他：（ ）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

22 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。

①馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。

該当しない できている 一部できている できていない

②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行なっていない。

該当しない できている 一部できている できていない

③（当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。

該当しない できている 一部できている できていない

④（飼養する馬にその他の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。

該当しない できている 一部できている できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：_____

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：_____

定期報告書の添付書類（家畜伝染病予防法施行規則 第21条の5関係）

		農場名		
項目	内容			
1 農場の平面図	(別添) ・衛生管理区域・衛生管理区域の出入口・消毒設備の設置個所			
2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容	<p>衛生管理区域の出入口付近に看板を設置している 衛生管理区域の出入口にゲートを設置し施錠している 衛生管理区域の出入口に監視員を配置(又はモニターを設置)している その他 :</p>			
3 衛生管理区域・畜舎等の出入口付近に設置した消毒設備の種類	①衛生管理区域出入口 動力噴霧器 車両消毒ゲート 踏込消毒槽 その他 :		②畜舎出入口 踏込消毒槽 消毒用マット その他 :	
4 畜舎ごとの家畜の飼養密度	畜舎	面積(m ²) (a)	飼養頭羽数 (b)	飼育密度 (a/b)
5 埋却用地の確保の状況	確保していない 確保している			
埋却地の詳細	①所在地			
	②所有者			
	自己所有でない場合は当該土地の利用に関する契約の内容	承諾を得ているが、契約書を交わしていない 承諾を得て契約書を交わしている その他 :		
	③面積			m ²
	④埋却用地の状況	農地（田） 農地（畑） 休耕地	放牧場 山林 その他 :	
	⑤農場から埋却用地までの距離	km		
	⑥埋却用地の近隣住民その他の関係者への説明及び承諾の有無	説明し承諾を得ている 説明したが承諾は得ていない 説明していない		
⑦埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項	埋却地への進入路に、トラック(2t以上)が入ることができるか 近くに河川があり流出する可能性はあるか その他埋却するにあたり注意すべき点があれば記入			

6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合	確保していない 確保している
焼却施設の詳細化 化製場の	①名称
	②所在地
	⑤農場から施設までの距離 km
	⑥施設の近隣住民その他の関係者への説明及び承諾の有無 説明し承諾を得ている 説明したが承諾は得ていない 説明していない
	埋却候補地の所有者と相談している 候補地を探している その他
	7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況
8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル	飼養衛生管理マニュアル(別添)
9 【大規模所有者の場合】担当の獣医師の氏名・所属又は担当の診療施設の名称	
10【大規模所有者(馬の所有者を除く。)の場合】従業員が農林水産大臣の定める一定の症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	(別添)

* 馬のみを飼養する場合、4から7及び10は記載不要

【参考1】家畜の種類ごとに必要となる埋却地の標準面積

- ① 牛等の場合 5m²／頭(月齢が満二十四月以上のものに限る。)
- ② 豚等の場合 0.9 m²／頭(月齢が満三月以上のものに限る。)
- ③ 家きんの場合 0.7 m²／100 羽(日齢が満百五十日以上のものに限る。)

【参考2】大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛(次のイ・ロに該当するもの)の場合200頭以上
イ月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
ロ月齢が満24月以上のその他の牛
- ② 育成牛等(次のイ・ロに該当するもの)の場合3,000頭以上
イ月齢が満4月以上満17月末満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
ロ月齢が満4月以上満24月末満のその他の牛
- ③ 水牛・馬の場合200頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合3,000頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合10万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合1万羽以上

農場名

衛生管理区域図面

衛生管理区域

出入口

消毒薬噴霧器

消石灰帯